

地方税法施行規則の一部を改正する省令案新旧対象条文（傍線の部分は改正部分）

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）

改 正 案	現 行
<p>（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）</p> <p>第三条の二の二 政令第九条の八の六第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p>	<p>（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）</p> <p>第三条の二の二 令第九条の八の六第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p>
<p>（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）</p> <p>第四条の三の二 政令第二十四条の二の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p>	<p>（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）</p> <p>第四条の三の二 令第二十四条の二の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p>
<p>（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）</p> <p>第十条の二の五 政令第四十八条の十四の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p>	<p>（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）</p> <p>第十条の二の五 令第四十八条の十四の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>2 略</p>

附則

(法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したものの等)

第三条 法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十七条第一項第一号に規定する額
- 二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第二号に規定する額

2 略

3 法附則第九条第十二項に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(道府県民税配当割納入申告書等の特例)

第十八条 法附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合

における第三条の十第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の十第一項

第十二号の七様式

第十二号の十三様式

附則

(法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したものの等)

第三条 法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第五十条第一項第一号に規定する額
- 二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第五十条第一項第二号に規定する額

2 略

3 法附則第九条第十二項に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における会社計算規則第五十二条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

第十八条 削除

第三条の十二項

第十二号の九様式

第十二号の十五様式

第十二号の八様式

第十二号の十四様式